一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	

第二項第二号(3)イ(イ)の表の注を次のように改める。

注1　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2　一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

第二項第二号の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下」に改める。

九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	一二・五MHz以上
一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	

第三項第一号(1)イの表一二・五MHz以上の項を次のように改める。

第三項第一号(1)イの表に次の注を加える。

注　一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

第三項第一号(2)イの表二五・〇MHz以上の項を次のように改める。

九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯において、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	二五・〇MHz以上
一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯において、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯において、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	